

## 【契約書別紙】

担当職員：事業所の管理者・生活相談員      連絡先：0422-44-1626

### 通所介護の内容（第4条）

- ・利用日      サービス利用票の通り
- ・利用時間    当センターに来所してから、退所するまでの滞在時間とし、6時間以上8時間未満を標準とします。
- ・利用場所    三鷹市 新川 1-16-21 三鷹市高齢者センターいちよう苑
- ・事業所の設備等    機能訓練室、和室、食堂、静養室、相談室、  
送迎車両2台
- ・サービス内容    通所介護計画及び介護予防通所介護計画に沿って、送迎、入浴介助、食事の提供、その他必要な介護及び機能訓練、レクリエーション、趣味活動等の活動を提供します。

### 利用料金（第6条）

通所介護利用料(介護保険適用部分)					
		2～3時間利用	3～4時間利用	4～6時間利用	6～8時間利用
基本 利用料	経過的要介護	257円/回	367円/回	486円/回	645円/回
	要介護1	283円/回	404円/回	539円/回	718円/回
	要介護2	325円/回	464円/回	624円/回	837円/回
	要介護3	366円/回	523円/回	708円/回	955円/回
	要介護4	407円/回	582円/回	793円/回	1,074円/回
	要介護5	450円/回	642円/回	878円/回	1,193円/回
加算	個別機能訓練加算	29円/回			

\*上記の額は、利用1回当りの介護報酬告示上の単位に、1単位10.6円の地域単価を乗じた額の、利用者にご負担いただく1割相当の額です。

介護予防通所介護利用料(介護保険適用部分)		
基本 利用料	要支援1	2,360円/月
	要支援2	4,615円/月
加算	運動器機能向上加算	239円/月

\*上記の額は、利用時間・回数にかかわらず1ヶ月当り包括的な介護報酬告示上の単位に、1単位10.6円の地域単価を乗じた額の、利用者にご負担いただく1割相当の額です。

\*介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1月あたりの料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、三鷹市健康福祉部高齢者支援室の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

\*三鷹市の利用料助成制度の要件に該当する方は、三鷹市助成額分を上記の額より減じます。

「実費負担」：介護保険適用部分以外の実費をご負担いただくのは以下のとおりです。

食事代	650 円/食
行事等特別な食事代	実費
おむつ代・活動材料費	実費

「キャンセル規定」：利用者のご都合でサービスを中止する場合も、キャンセル料はかかりませんが、下記のとおり、昼食材料費の実費をご負担いただく場合があります。

利用当日の午前 10 時までに利用中止のご連絡をいただいた場合	無料
利用当日の午前 10 時までに利用中止のご連絡をいただけなかった場合	食事代 650 円

#### 健康上の理由による中止（第 7 条）

風邪や感染の恐れのある病気の場合、サービスの提供をお断りすることがあります。ご利用日当日の健康チェックの結果、体調が優れない場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。ご利用中に体調を崩された場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。又、必要に応じて速やかにかかりつけ医に連絡をとる、緊急の場合救急対応をするなどの必要な措置を講じます。

#### 相談・要望・苦情等の窓口

当センターのサービスに関する相談・要望・苦情等は、管理者又は下記窓口までお申し出下さい。

##### 相談・要望・苦情等の窓口

電話番号：0422-44-1626

担当窓口：いちょう苑事務室 所長 佐藤 吉孝

受付時間：月～土曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

事業者 <事業者名> 三鷹市委託事業者  
「三鷹市高齢者センターいちょう苑」（東京都 1373600244 号）  
<住所> 東京都 三鷹市 新川 1-16-21  
<代表者名> 理事長 小島 紀久雄 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

<利用者氏名> ..... 印

<代理人氏名> ..... 印